

宅配バッグ県民モニター事業業務委託企画提案コンペに関する質問及び回答

1 (第4号様式) 共同事業体協定書兼委任状の記載方法について

弊社の場合、第2号様式「委任状」の提出を行います。その際、Aが「委任者」、「受任者（代理人）」がBと考えております。

共同事業体で参加を考えた場合、第4号様式「共同事業体協定書兼委任状」の提出が必要となりますが、記載の仕方について、第4号様式では代表者はBで、共同事業体の「受任者」の名称及び代表者もBでよろしいか？

また、同協定書兼委任状の共同事業体の構成団体「委任者」は共同で行おうとする会社の代表者名でよろしいか？

→ 「委任者」が承諾している場合は、「代表者」及び「代表者（受任者）」をBとしていただいてもかまいません。

また、「委任者」欄は共同で行おうとする会社の代表者名で問題ありません。

2 (第4号様式) 共同事業体協定書兼委任状の添付書類について

資料01 企画提案コンペ参加仕様書の項番6(3)の④に添付書類として、組織規程や会則、契約書等の写しとあるが、例えば、親会社・子会社での参加を考えた場合、会社HP掲載の出資構成等が解る「企業概要」の提出で添付書類として認めていただけるか？

→ 一般的な「企業概要」では不可。当該事業に係る共同事業体の詳細（業務分担等）がわかる資料（組織規則、会則、契約書等）を提出してください。

3 共同事業体で参加した場合の本施策委託経費の「ご請求方法（お支払い）」について

① 代表者「受任者」がまとめてご請求してよろしいか？

② 委託分、共同体委託分とそれぞれがご請求をするのか？

③ 上記①代表者「受任者」がまとめてご請求で可の場合、共同体からの作業明細、請求書などを添付しなければならないか？

→ 受任者がまとめて請求できます。また、請求時において、共同体からの作業明細、請求書などの添付は必須ではありません（ただし、履行確認時等において、提出を求める可能性があります）。

4 委託経費及び支払い条件等について

資料02 業務委託仕様書 項番5 委託経費及び支払い条件等について、三重県会計規則第86条の条件を満たし提示すれば、宅配料金や郵便料金は、委託業務期間内でも履行月単位でご請求ができるか？

→ 委託経費の支払いは、委託業務が全て完了し、履行確認が行われた後になります。